

令和7年度

「那須烏山市ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」 推進企業募集要項

令和7年度那須烏山市ワーク・ライフ・バランス推進企業（以下、「推進企業」といいます。）を次により募集します。

1. 申請期間 令和7年6月10日（火）～7月31日（木）午後5時15分 必着
2. 提出先 那須烏山市役所 商工観光課 商工振興グループ
〒321-0692 栃木県那須烏山市中央1-1-1
TEL 0287-83-1115 FAX 0287-83-1142
Eメール shohkohkankoh@city.nasukarasuyama.lg.jp
3. 提出方法 Eメール、郵送、窓口持参※のいずれか
※烏山庁舎1階⑤番窓口 平日 午前8時30分～午後5時15分
4. 認定の申請

下記の書類を提出してください。

	提出書類
(1)	那須烏山市ワーク・ライフ・バランス推進企業認定申請書
(2)	那須烏山市ワーク・ライフ・バランス推進企業認定チェックシート ※備考欄に取組内容を具体的に記載。要Eメール
(3)	就業規則の写しまたはそれに準ずる規則の写し
(4)	次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届が策定されている場合は、その写し

- (2)については紙ベースでの提出の場合でも、別途電子データをEメールで送信してください。
- チェックした項目について、備考欄に取組内容を具体的に記載してください。
- チェックした内容について、後日、企業訪問による現地調査を行います。
- 追加資料の提出を依頼することがあります。

- 様式は、市ホームページに掲載しています。
トップ>まちづくり・観光・産業>商工業>
那須烏山市ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度>
働きやすさをPRしませんか？



【ワーク・ライフ・バランス推進企業】を募集します（令和7年7月末日まで）

5. 認定の対象・要件

対象となる企業は、ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組み、その成果を上げている法人であって、次のいずれにも該当するものとします。

- ✓ 市内に常時雇用従業員（年間を通じて常時雇用される従業員をいう。）がいる事業所又は事務所があること。
- ✓ 推進企業の認定の申請を行った日の属する事業年度から前3事業年度までの間において、労働に関する法令その他関係法令に違反していないこと。
※申請時点において違反があった場合において、当該違反が是正・改善されているときは除外できます
- ✓ そのほか、推進企業の認定を受けるにふさわしくないと判断される理由がないこと。
- ✓ ワーク・ライフ・バランス推進企業認定チェックシートにおいて、31項目のうち15項目に該当し、かつ、IからIVの各分野において1項目以上の項目に該当していること。

6. 認定（不認定）の審査～結果の通知

- 市ワーク・ライフ・バランス推進企業認定基準について審査を行います。
 - ・ 書面審査を8月頃に実施します。メール・電話等で内容の確認を行います。
 - ・ 企業訪問による現地調査を9月頃に実施します。申請内容の確認や、現場の写真撮影等を行います。（所要時間2時間程度）
- 令和7年10月頃、認定の可否について内定通知を発送予定です。
- 内定した推進企業については、令和7年10月中旬から下旬頃に認定証交付式を実施し正式に認定する予定です。詳細については別途通知いたします。

7. 認定の期間

認定期間は、認定証の交付を受けた日から起算して3年を経過する日の属する年度の3月31日まで（令和7年10月認定の場合、令和11年3月31日まで有効）とします。

8. 認定の公表

- 認定交付式（報道機関へ周知を行ったうえで実施します）
- 市の広報
 - ・ 広報なすからすやま（認定証交付式の様子を11月号に1ページ掲載し、12月号以降に各推進企業の紹介を順に掲載します）
 - ・ 市ホームページ（推進企業毎の専用ページを作成します）
- その他イベント等において掲示・PR予定

9. 求人票への記載

- ハローワークの求人申込書の「⑥求人PR情報欄」、「⑦選考方法」のうち「求人に関する特記事項」に「那須烏山市ワーク・ライフ・バランス推進企業」と掲載が可能です。認定のうえは、市からハローワーク那須烏山あて推進企業に認定された旨を情報提供しますので、ご了承のうえご応募ください。

【問合せ】

那須烏山市役所 商工観光課商工振興グループ
〒321-0692 栃木県那須烏山市中央 1-1-1

TEL 0287-83-1115 FAX 0287-83-1142

Email shohkohkankoh@city.nasukarasuyama.lg.jp